

南房総市農林水産物利用促進事業補助金 【直売所向け】

補助目的 新型コロナウイルス感染症の拡大で需要が減退している市内の農林水産物の販売を促進し、地域を支える直売所の集客の増大を図るため、直売所主催で行われるイベント及びキャンペーンの経費の一部を補助します。

補助率・上限 3分の2（上限24万円）

補助回数 補助対象者ごとに1年度1回

補助要件

- 市内で週5日以上、販売員を有して営業している農林水産物直売所
- 直売所主催で行われる合計10日間以内（断続可）のイベント
- " 合計30日間以内（断続可）のキャンペーン
- ✓ イベント・キャンペーンは、どちらか一方だけの実施でも補助対象とします。
- ✓ 直売所が主催して行うイベント・キャンペーン事業であれば、実施場所は問いません。

＜補助対象経費＞

- ◆ 消耗品費
- ◆ 燃料費
- ◆ 広告宣伝費
- ◆ 通信運搬費
- ◆ 役務費
- ◆ 委託費
- ◆ 使用料及び賃借料

次の経費は補助対象外となります。

- ✓ 人件費
- ✓ 食糧費
- ✓ 金券商品の割引補填費
- ✓ 備品固定資産の購入費
- ✓ マスク・消毒液など汎用性の高い消耗品

- ① 書類提出先 〒299-2492
千葉県南房総市富浦町青木28番地
南房総市農林水産部農林水産課地域資源再生室 宛
- ② 申請期限 令和4年3月25日（金）
※ 申請額が予算額に達した段階で受付を終了します。
- ③ 実績報告 事業終了日から起算して30日以内か、令和4年3月31日（木）のいずれか早い期日までに報告してください。

【問い合わせ先】

南房総市農林水産部農林水産課地域資源再生室 TEL 0470-33-1073
FAX 0470-20-4592